

件名	集団的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区押上 戦争法案許すな！墨田連絡会 代表 D			
受理年月日	平成27年6月5日	受理番号	第7号	

要旨

集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は、「戦争立法」と言っても過言ではありません。よって、「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求めるよう、国及び政府に対し、意見書を提出してください。

(理由)

安倍政権は、集団的自衛権の行使を認める一連の法案（「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」）を、今国会を延長してまでも、強引に成立させようとしています。日本を「海外で戦争する国」にする道を開くことは許されません。

5月に提出された「安全保障法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで、撤退はしないことが決められようとしています。自衛隊員の武器使用については、「自己防護」(正当防衛)に限られていたものが大きく拡大されることにより、自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されていないにもかかわらず、政府が「存立危機事態」と判断すれば、参戦できる仕組みをつくらうとしています。さらに、「重要影響事態」(日本の経済や社会に重要な影響を与える事態)と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行うことができます。

このような米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法が「国際平和支援法」と言われており、自衛隊が行える支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたることから、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」に他なりません。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以上